破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４１４号
北海道北斗市谷好４丁目２番17号
債務者　木村　　明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
　　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４２５号
函館市昭和３丁目９番25号
債務者　佐々木淳也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
　　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４３１号
函館市西旭岡町１丁目30番地２
債務者　古川　　知
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
　　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４３２号
函館市西旭岡町１丁目30番地２
債務者　古川　和子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
　　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７３号
函館市神山３丁目28番16号
債務者　岡野美智子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
　　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２２５号
群馬県館林市新栄町1872番地の１
債務者　大山　和重
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２２７号
群馬県太田市二ツ小屋町37番地、住民票上の住所群馬県太田市出塚町381番地２
債務者　松澤　　昭
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１４７号
山口県宇部市大字際波2075番地１、前住所山口県山陽小野田市大字西高泊3150番地５
債務者　濵﨑　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
　　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第５５３号
盛岡市月が丘３丁目23番３号
債務者　小田島啓司
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６１９号
盛岡市仙北２丁目13番15―302号
債務者　津志田沙織
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６６１号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷546番地２
債務者　千田　耕三
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６６５号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村１番地107
債務者　小野寺みち子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７０号
岩手県花巻市西大通り１丁目16番28号　ルーチェＡ102号
債務者　高橋美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７３号
岩手県八幡平市大更第16地割４番地28
債務者　児玉　京子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０５号
茨城県神栖市大野原中央３丁目６番66号　フローラル花水木103
債務者　須之内康幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２５７３号
名古屋市中川区花池町３丁目５番地　花池マンション１―Ｃ
債務者　後藤　祐平
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７６号
愛知県春日井市東野町西２丁目18番地32　コーポシンコーＡ棟107号
債務者　野々山　理
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７８３号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目９番２号
債務者　木下　鐵也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部